

# 第1回「ひろしまの木を活かす建築大賞」募集要項

## 第1 趣旨

県は平成26、27年度に「ひろしま木造建築塾」、令和3年度から「広島県木造建築セミナー」を開催する等、非住宅建築物の木造設計に精通した建築士の育成に取り組んでいます。

その結果、県内では木造設計に関する知識を持った建築士は増えつつあり、今後、非住宅建築物における木材利用をさらに推進するためには、建築士が木造での設計に取り組みやすい環境を整えることが重要です。

そのため、本建築賞を創設し、木造・木質化した優れた非住宅建築物を表彰し、広く情報発信することで、建築士を始めとする建築関係者の木材利用に対する意欲を高め、広島県における木造建築の普及・発展に資することにより、森林資源の循環利用及び森林整備の促進を図ります。

## 第2 主催

広島県

## 第3 対象となる建築物

広島県内で新築・増改築された建築物のうち、以下のすべてに該当するもの。

- 1 平成28年4月1日から令和8年6月15日までに竣工したもの。
- 2 広島県産材又は県産木材を使用していること<sup>※1</sup>。なお、使用箇所、使用量は問いません。
- 3 木造（木造と他構造との混構造含む）又は木質化<sup>※2</sup>された建築物であること。
- 4 非住宅用途専用の建築物であること。

※1 県産材とは、広島県内で伐採された丸太を製材した木材をいい、製材加工地は問いません。

県産木材とは、広島県内で製材加工された木材をいい、丸太の産地は問いません。

※2 木質化とは、壁や床、天井、外壁など、建物自体を木質化したものをいいます。

## 第4 応募資格者

設計者、建築主、施工者のいずれかの者としします。また、連名での応募も可能としします。

なお、応募に当たっては、設計者、建築主及び施工者の同意を得た上で申し込んでください。

## 第5 募集期間

令和8年6月16日（火）～8月31日（月）

## 第6 応募方法

広島県のホームページから応募に必要な様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、以下の書類を提出してください。

【広島県ホームページ URL】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/daiikkai-hiroshimakentiku.html>

1 木造化した建築物を応募する場合

| 提出書類   | 様式  |
|--------|-----|
| 応募用紙   | 様式1 |
| 写真・図面票 | 様式3 |

2 木質化した建築物を応募する場合

| 提出書類   | 様式  |
|--------|-----|
| 応募用紙   | 様式2 |
| 写真・図面票 | 様式3 |

3 提出先

「ひろしまの木を活かす建築大賞」事務局（一般社団法人広島県木材組合連合会内）

〒734-0014 広島市南区宇品西四丁目1-45

[TEL:082-253-1433](tel:082-253-1433)

Mail:[kenmoku@minos.ocn.ne.jp](mailto:kenmoku@minos.ocn.ne.jp)

## 第7 審査基準（主な評価点）

1 建築物の木造化・木質化を実現するための工夫

- ・他の建築物への普及が見込まれる木質構造や材料を採用しているか<sup>※3</sup>。
- ・木材の劣化対策やメンテナンスを容易にする措置が取られているか。

※3 本建築賞開催の目的は、従来木造の少なかった、非住宅建築物における木材利用の増加に貢献することです。そのため、“普及”とは“汎用性”を想定している。材料加工の汎用性（加工地が限定されないか）、施工の汎用性（施工者が限定されないか）という視点で評価を行います。

2 デザインや快適な空間づくりのための工夫

- ・他の建築物への普及が見込まれる木質デザインを採用しているか。<sup>※4</sup>
- ・地域の景観や特性を踏まえたデザインを採用しているか。

※4 本建築賞では、意匠性に加え、木材の生物的特性（腐朽や気象劣化等）を理解し、耐久性を向上させる対策を講じた設計を、優れたデザインとして評価します。

3 県産材又は県産木材を有効に活用するための工夫

- ・木材供給者との連携体制を構築する等、県産材又は県産木材を活用するための措置が取られているか。

4 地域産業の振興に貢献するための工夫

- ・地域の木材供給者、施工業者と連携する等、地域産業の振興に貢献するための措置がとられているか。<sup>※5</sup>

※5 設計、材料供給、施工の過程で、地域産業が関わっている建物を評価します。

## 第8 審査方法

### 1 一次審査

応募書類をもとに審査員による書面審査を行い、二次審査対象作品を5点程度選出します。

### 2 二次審査

応募者は、応募作品についてパワーポイントや写真、動画等を使ってプレゼンテーションを行い、審査員による審査により受賞作品を選出します。

## 第9 表彰

表彰区分は次のとおり

最優秀賞（広島県知事賞） 1点

優秀賞 数点

なお、受賞作品については、二次審査の後日、表彰式を開催する。

## 第10 受賞作品集の製作

新たに木造設計に取り組む設計者等の参考となるよう、受賞作品集を製作します。受賞作品集では、使用した木材の樹種や規格、加工施設等が読み取れるように編集するため、矩計図などの図面や写真データ等を掲載します。

## 第11 審査委員・団体

委員長 中藪 哲也 広島大学大学院先進理工系研究科 准教授  
委員

(建築設計分野)

広島県建築士会

広島県建築士事務所協会

日本建築構造技術者協会 中国支部

ひろしま木造建築協議会

(建築施工分野)

広島県工務店協会

(木材産業分野)

広島県木材組合連合会

(行政)

広島県農林水産局

## 第12 実施スケジュール

応募作品の募集 令和8年6月～8月

一次審査 9月～10月

二次審査 11月～12月

表彰式 令和8年12月～令和9年2月  
受賞作品集の製作 1月～2月

### 第13 個人情報及び応募作品の取扱等

- 1 応募書類により取得した個人情報は、本建築賞にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。
- 2 応募書類に使用する被写体及び著作物の肖像権・著作権等については、応募者が事前に被写体及び原著作者等の権利者から使用承諾・承認を得るものとします。
- 3 応募書類について、県は建築賞の運営（受賞作品集の製作を含む）及び木材利用に関する施策推進の広報に限り、応募者の許諾を要することなく無償で使用できるものとします。
- 4 受賞者又は受賞作品が、この要領に定める募集要件を満たしていないことが判明した場合、又は受賞者の重大な法令違反等により受賞者又は受賞作品としての適格性に疑義が生じた場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- 5 応募書類について、事務局から内容の確認や追記の資料提出をお願いする場合は、可能な限り対応してください。
- 6 応募時に添付する図面等に記載されている設計者名などは消去してください。**

### 第14 問い合わせ先

「ひろしまの木を活かす建築大賞」事務局（一般社団法人広島県木材組合連合会内）

〒734-0014 広島市南区宇品西四丁目1-45

[TEL:082-253-1433](tel:082-253-1433)

Mail:kenmoku@minos.ocn.ne.jp

広島県農林水産局 林業課 県産材利用促進グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52

[TEL:082-513-3688](tel:082-513-3688)

Mail:nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp